

大口定期預金

平成 26 年 4 月 1 日現在

| | |
|--|---|
| 1 商品名 (愛称) | 自由金利型定期預金 愛称：大口定期預金 |
| 2 販売対象 | 法人および個人 |
| 3 期間 | ・ 定型方式 1 か月～5 年以内 ・ 期日指定方式 1 か月～3 年以内 ・ 定型方式の場合のみ自動継続（元金継続または元利継続）の取扱いが できます。自動継続の期間は 1 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、 3 年とします。 |
| 4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | 一括預入 1,000 万円以上 1 円単位 |
| 5 払戻方法 | 満期日以降に一括して払い戻します。 |
| 6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 | 預入時の利率を満期日まで適用します。 (金利は窓口でおたずねください。) ・ 預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・ 預入期間 2 年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の 1 年前 の応答日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日）以後および満 期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日か ら、当該中間利払日の前日までの日数および中間利利率（約定利率× 70%、小数点第 4 位以下切り捨て）により計算します。 付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算です。 |
| 7 手数料 | 手数料の定めはありません。 |
| 8 付加できる特 約事項 | ・ 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 ・ なお、貸越利率は担保定期利率の約定利率に 0.5% を上乗せした利率 です。 |
| 9 中途解約時の 取扱い | 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息と ともに払い戻します。 |

商品概要説明書

| | |
|-------------------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 カ月未満の場合 次の A・B および C（B および C の計算により計算した利率の小数点第 4 位以下切り捨て。ただし、C の算式より計算した利率が 0 % を下回るときは 0 % とします。）のうち、最も低い利率を適用します。 A 解約日における普通預金利率 B 約定利率 － 約定利率 × 30 % $\text{C 約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定期間} - \text{預入期間})}{\text{預入期間}}$ ・ 1 か月以上の場合 次の A および B の算式より計算した利率（小数点第 4 位以下切り捨て。ただし、B の算式より計算した利率が 0 % を下回るときは 0 % とします。）のうち、最も低い利率を適用します。 A 約定利率 － 約定利率 × 30 % $\text{B 約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定期間} - \text{預入期間})}{\text{預入期間}}$ <p>（注）基準利率については、窓口におたずねください。</p> |
| <p>10 その他参考となる事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 利息には 20.315% の税金がかかります。（国税 15.315%・地方税 5%） ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円とその利息が保護の対象となります。（当組合に複数の口座がある場合、それらの預金元本を合計して 1,000 万円とその利息が保護の対象となります。） |
| <p>13 苦情処理措置 ・ 紛争解決措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務部にお申し出下さい。【フリーダイヤル】0120-745-530 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合営業日に上記業務部または全国しんくみ相談所（9 時～17 時、電話 03-3567-2456）にお申し出下さい。また、 |

商品概要説明書

お客さまから上記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

詳しくは、当組合業務部もしくは全国しんくみ相談所にお問い合わせください。